

年末調整

昨年誤って健康保険料、雇用保険を取り過ぎてしまった。2月に清算と再年調を行いたい。

2月でも再年調は可能ですが、精算方法は現金精算で処理を実施してください。（清算結果は年末調整 出力処理 年調金種表でご確認下さい）

一意的なソリューション ID: #1248

製作者: kscsupport2

最終更新: 2024-03-05 11:35